

長野市長 加藤久雄様

長野市情報公開審査会
会長 柳澤修嗣

長野市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

平成27年 7月 3日付け27第一第45号で諮問のありました事案について、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

長野市長（以下「実施機関」という。）が平成27年 5月27日付け27第一第25号で長野市行政情報非公開決定（以下「本件処分」という。）した「長野市第一庁舎及び長野市民会館建設 給排水衛生設備工事積算関係資料（給排水衛生設備）工事内訳書」（以下「本件金入り設計書」という。）について、非公開とした決定は妥当である。

2 異議申立てに至る経過

(1) 公開請求

異議申立人（以下「申立人」という。）は、長野市情報公開条例（平成13年長野市条例第30号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し平成27年 5月21日付け（市庁舎到着日：平成27年 5月21日）で「長野市第一庁舎及び長野市民会館建設 給排水衛生設備工事金入り設計書の全て」の公開請求を行った。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、対象行政情報のうち、本件金入り設計書に係る情報について、条例第7条第6号に該当する非公開情報であるとし、平成27年 5月27日に本件処分を行い、申立人に通知した。

(3) 異議申立て

これに対して、申立人は、本件処分を不服として、平成27年 5月30日付け（市庁舎到着日：平成27年 6月 2日）で実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。

(4) 諮問

実施機関は、平成27年 7月 3日付けで、条例第18条の規定に基づき、当審査会に対して諮問した。

3 異議申立人の主張の要旨

「異議申立書」から、申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 「公開しない理由」に「長野市情報公開条例第7条第6号に該当」とあるが、官庁の営繕工事に関しては、統一基準を利用し、(財)物価調査会や(財)経済調査会が発行する刊行物等を用い算出していると思われる。これらの刊行物は一般的に購入できるため、長野市が作成する工事内訳書と同等の情報は類推することができる。よって、条例で定めるような事業の遂行に著しい支障を及ぼすとは言えない。
- (2) (財)物価調査会や(財)経済調査会は、工物件の契約完了後3ヶ月以上経過したものは情報公開時に公開して良いとの見解を公にしている。
- (3) 上記の理由から、非公開決定を取消し、行政情報の公開を求める。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が「理由説明書」及び意見陳述で行った主張は、おおむね次のとおりである。

長野市においては、公共工事の透明性及客観性の向上を図るため、入札案件に対しては「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の趣旨に基づき「長野市入札及び契約に係る情報の公表に関する要綱」等を定めるとともに、工事に係る詳細な積算資料については、公表すべき内容及び時期等を長野市建設技術委員会において協議、決定し、庁内統一した対応をしている。

建設技術委員会においては、金入り設計書の公開は工事竣工後かつ長野市積算基準書の改訂後としており、長野市第一庁舎及び長野市民会館建設給排水衛生設備工事（以下「本件工事」という。）は、平成27年3月議会において工事期間を変更し、工期末を平成27年11月30日としたことから現在工事中であり、本件金入り設計書を非公開としたものである。

5 審査会の判断理由

(1) 基本的な考え方

条例第1条には、「この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重

し、行政情報の公開を請求する権利を明らかにすること等情報公開の総合的な推進に関し定めることにより、市民の市政参加を一層促進するとともに、市の諸活動を市民に説明する責務を果たし、市政運営における透明性の向上を図り、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。」とされている。条例において、実施機関が保有する行政情報は原則公開とされており、条例の目的を実現するため、条例の運用に当たってはこの理念が十分に尊重されなければならない。当審査会は、この基本的な考え方に沿って、本件申立てについて判断するものである。

(2) 本件対象行政情報の内容

本件対象行政情報である「金入り設計書」は、実施機関が当該工事を入札に付して発注する場合に、その工事目的物を完成させるために必要な価格の総額（予定価格算出の根拠となる設計金額）を計算した根拠資料となるものである。

(3) 本件申立てに対する審議事項について

本件申立てにおける争点は、本件処分の対象行政情報が条例第7条第6号の非公開情報に該当するかどうかであり、その点について調査審議する。

(4) 条例第7条第6号の該当性について

条例第7条第6号では、「市又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」が非公開情報とされており、具体的なおそれとして、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」などを例示している。

そこで、金入り設計書を公開することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障をきたし、ひいては本市の財産上の利益を不当に害することになるかという点について、以下検討する。

ア 金入り設計書には、使用材料の設計単価、各工種の施行単価が明記され、これに基づいた設計価格が記載されていることから、設計価格は入札における予定価格の根拠となっている。

実施機関によると、「長野市積算基準書（独自の歩掛、独自の単価）」と「金入り設計書」の公開については、過去の当審査会における答申において、「弊害が生じる可能性がないと認められるに至った時は、実施機関は当該積算基準書を公開すべきであり、その時期、方法等についてあらかじめ明らかにすることが望ましい」と付言されたことに基づき、長野市建設技術委員会において、弊害が生じるおそれがないと認められる場合及び時期として、金入り設計書は、工事竣工後かつ長野市積算基準書の改訂後に公開すること等を定め、公開していると説明している。また、本件工事については、工事期間の変更により現在も工事中であることから、庁内統一した基準に基づき非公開としたものとしている。

実施機関の説明から、単価の公開により生じる事務又は事業の支障としては、次のようなことが想定される。

工事の設計に使用した単価は、以後の類似工事の設計にも使用される可能性があることから、単価の公開は、以後に行われる同種の工事の設計額を類推することにもつながり、予定価格又は最低制限価格に近い金額での応札及び落札が可能となる。

工事に係る積算は、本来事業者が施工可能な金額を積み上げていくものであるが、自ら積算を行わず、金入り設計書の情報により積算した事業者が受注した場合、公共施設としての品質の確保や安全対策等適切な施工がされないという弊害が生じる

ことが考えられる。さらに、変更契約に係る協議においても支障が生じることも想定されることから、これらは適正な額での契約を困難にし、結果的に本市の財産上の利益を不当に害し、入札・契約事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものと考えられ、実施機関が、弊害が生じる可能性がない時期を定め公開していることは是認しうる。

イ 申立人の主張によると、官庁の営繕工事に関しては、一般的に購入できる（財）物価調査会や（財）経済調査会が発行する刊行物等を用い算出していることから、長野市が作成する工事内訳書と同等の情報は類推することができるため、条例で定めるような事業の遂行に著しい支障を及ぼすとは言えないとしている。

本審査会において本件工事の積算に当たり使用した単価を確認したところ、刊行物単価によらない長野市独自の単価及び長野県から提供されている基準も使用していた。したがって、これらの情報は、容易に類推できるものではないと考える。

ウ （財）物価調査会や（財）経済調査会は、工事物件の契約完了後3ヶ月以上経過したものは情報公開時に公開して良いとの見解を公にしているという申立人の主張についても、前述のとおり、本件工事は刊行物単価のみによるものではないことから、申立人の主張する公開時期の見解が適用されるものではないと判断する。

(5) 結論

以上のことから、当審査会は、本件処分について、「1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

(6) 審査にかかわった委員

会長 柳澤 修嗣、委員 関 良徳、委員 小泉 真理、委員 田下 佳代、
委員 雨宮 一雄

審査会における調査・審議の経過

年 月 日	内 容
平成27年7月3日 (審査会)	○実施機関から「諮問書」及び「理由説明書」を受領 ○実施機関による口頭理由説明 ○審議
平成27年7月7日	○申立人に「実施機関理由説明書」及び「反論書提出通知」を送付
平成27年8月24日 (審査会)	○審議 ○答申